



第119期 定期株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月25日 (水曜日)
午前10時 (受付開始:午前9時)

場 所

千葉市中央区千葉港5番45号
当行千葉みなと本部2階
αガーデンホール

株式会社 京葉銀行

議 案

- 第1号議案
剩余金の処分の件
- 第2号議案
定款一部変更の件
- 第3号議案
取締役2名選任の件

株主総会ご出席者へのお土産のご提供はございません。何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。



「澄氣（ちょうき）」富津公園 中の島展望塔（富津市）

当行では、1974年より千葉県にゆかりのある画家の作品をカレンダーとしてご紹介しています。

上記は2025年のカレンダーに掲載した、千葉県在住の日本画家 松下雅寿氏の作品です。

目次

株主の皆さんへ	2
招集ご通知	3
株主総会参考書類	9
事業報告	16

計算書類	39
連結計算書類	41
監査報告	43

株主の皆さんへ



取締役頭取 熊谷俊行

株主の皆さんには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第119期定時株主総会を6月25日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化といった構造的変化に加えて、サステナビリティへの意識の高まりやデジタル化の進展などにより、地域社会やお客さまの課題は、年々多様化・高度化しております。また、金利のある世界の到来や労働力不足などは、事業環境の転換点であると捉えております。

このような環境のもと、当行グループは、創立90周年に目指す姿である「お客さま満足度No.1のソーシャル・ソリューショングループ」の実現に向け、経営資源の次世代化により社会課題の解決力を強化しております。

第20次中期経営計画「+ α Vision90 フェーズ1～挑戦と変革～」においては、2025年1月における新勘定系システムの稼働を起点に、営業改革、人財改革、経営基盤改革の3つの改革を実行し、オンリーワンの課題解決型営業に取り組んでおります。社会課題の解決を通じて、ステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化と、当行グループの企業価値向上を実現してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも格別のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

株主各位

証券コード 8544
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)
千葉市中央区富士見1丁目11番11号

株式会社 京葉銀行
取締役頭取 熊谷 俊行

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに「第119期定時株主総会招集ご通知」及び「第119期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（京葉銀行）又は証券コード（8544）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご来場いただけない場合は、インターネット又は書面等により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、5ページから7ページのご案内に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月25日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)	
2 場 所	千葉市中央区千葉港5番45号 当行千葉みなと本部2階αガーデンホール	
3 目的 事 項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第119期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 第119期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役2名選任の件

以 上

● 株主総会に関する留意事項

■ 電子提供措置事項のうち以下の事項につきましては、法令及び当行定款の定めに基づき、インターネット上の当行ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載しておりますので、お送りする書面には掲載しておりません。

①事業報告のうち下記事項

「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類に含まれております。

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載させていただきます。

当行ウェブサイト <https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html>

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK01001Action.do?Show=Show>



議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権行使される場合

6~7ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時10分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時10分到着分まで



株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会に出席される株主さまへのご案内

1. 株主総会の運営について

- ① お土産の配布はございません。
- ② 株主総会の模様につきましては、後日、当行ウェブサイトにて配信を予定しております。
- ③ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当行ウェブサイトにてお知らせいたします。

当行ウェブサイト <https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html>

2. その他

当日当行では、軽装（クールビズ）で対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

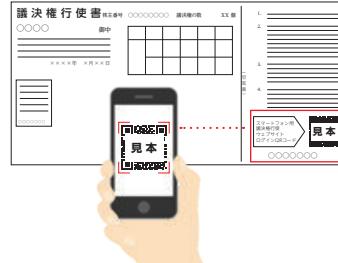
監査報告

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

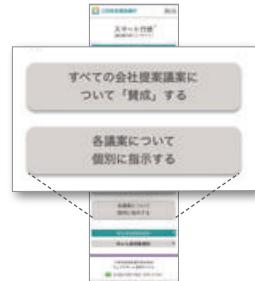
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

「スマート行使」でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
ウェブサポート専用ダイヤル
0120 (707) 743 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 議決権行使ウェブサイト画面が開くので議決権行使方法を選んでください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.e-sokai.jp>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。



※上記画像はイメージです。
実際の画面とは異なります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

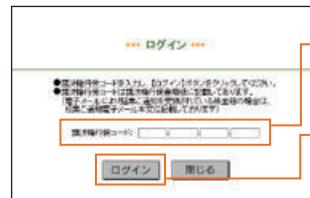
議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン等のご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用できない場合があります。

！ご注意事項 ① 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

① 重複行使の取り扱い

インターネットによる方法と議決権行使書面と重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
ウェブサポート専用ダイヤル

0120 (707) 743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社JCJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事前質問受付のご案内

株主総会の開催に先立ち、本総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

つきましては、以下の受付期間及び質問入力方法等をご確認のうえ、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

●受付期間

2025年6月3日（火曜日）午前9時～2025年6月18日（水曜日）午後5時

●入力方法

① パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下URLまたはQRコードを使い、事前質問受付サイトにアクセスしてください。

URL

<https://links-v.pdcp.jp/8544/2025/keiyobank/>



※QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です

② ログインID及びパスワードを入力し、
「ログイン」のボタンを押してください。

ログインID

議決権行使書用紙に記載のある株主番号（9桁）を半角数字で入力

パスワード

株主さまのご登録住所の郵便番号（7桁）をハイフン抜き、半角数字で入力

ログインID
株主番号(9桁)
議決権行使書に記載の株主番号(9桁)を入力してください。

パスワード
郵便番号(7桁) (ハイフン抜き)
議決権行使書に記載の郵便番号を入力してください。

ログイン規約に同意する

よくあるご質問は[こちら](#)

③ ログイン後「事前質問」より、カテゴリを選択し、200文字以内でご入力のうえ「送信」のボタンを押してください。

事前質問

議決権行使書用紙に記載のある株主番号(9桁)を入力してください。

当行サイト

カテゴリ
ご質問を教えてください

本文
200字以内で入力してください。

文字数： 0

●留意事項

- ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ご質問は200文字以内とさせていただきます。
- 事前にいただいたご質問のうち、株主さまの関心の高いと思われるご質問については、株主総会当日にご回答させていただく予定です。
- ご質問をいただいた株主さまへ個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- 何らかの事情により事前質問の受け付けを中止する場合は、当行ウェブサイトにてお知らせいたします。
(<https://www.keiyobank.co.jp/ir/>)
- ご利用いただく際の通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

事前質問受付に関するお問い合わせ
京葉銀行 総務グループ 0120-367-300 受付時間：月～金 9:00～17:00

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、お客さまや地域社会からの信頼にお応えするため、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金16円とし、配当総額は1,958,179,824円といたしたいと存じます。

また、中間配当金として14円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となり、前期の24円と比較して6円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	7,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	7,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

コーポレートガバナンスの強化及び経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条につき所要の変更を行うとともに、2024年6月26日開催の第118期定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため、附則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> (取締役の任期に関する経過措置) 本定款第21条の規定にかかわらず、2024年6月26日開催の第118期定時株主総会において選任された取締役の任期は、2026年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。</p>

3. 定款変更の効力発生日

2025年6月25日

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役 熊谷俊行、市川達史及び秋山勝貞の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	くま がい とし ゆき 熊 谷 俊 行	再任 取締役頭取 (代表取締役)
2	いち かわ たつ し 市 川 達 史	再任 取締役専務執行役員 (代表取締役)

再任 再任取締役候補者

取締役候補者



候補者番号 くまがい としゆき
1 熊谷 俊行

(1957年11月25日生)

再任

所有する当行の
株式数
81,500株

略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)
1981年 5月 当行入行
2009年 6月 同取締役経営企画部長
2012年 6月 同常務取締役経営企画部長
2014年 6月 同専務取締役
2016年 6月 同取締役頭取(現任)
監査部担当

取締役候補者とした理由

浦安支店長、経営企画部長等を歴任したほか、2009年6月より取締役を、2016年6月からは取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号 いちかわ たつし

2 市川 達史

(1963年10月9日生)

再任

所有する当行の

株式数

26,800株

略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)

1987年 5月	当行入行
2014年 6月	同個人融資部長
2016年 6月	同執行役員経営企画部長
2018年 6月	同常務執行役員
2019年 6月	同取締役常務執行役員
2024年 6月	同取締役専務執行役員(現任) リスク管理部、資産査定室 お客様相談室担当

取締役候補者とした理由

個人融資部長、執行役員経営企画部長、常務執行役員等を歴任したほか、2019年6月より取締役常務執行役員を、2024年6月からは取締役専務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするために、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉スキルマトリックス

第3号議案が承認された場合の各役員の専門性は、下記のとおりです。

なお、下記の一覧表は各取締役、監査役の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではございません。

		取締役						
氏名 役職	熊谷 俊行 取締役会長	藤田 �剛 取締役頭取 (代表取締役)	市川 達史 取締役副頭取 (代表取締役)	藤崎 一男 取締役専務執行役員 (代表取締役)	國井 智之 取締役 常務執行役員	山崎 資郎 取締役 常務執行役員	内村 廣志 取締役 (社外取締役)	
企業経営組織運営								
金融財務・会計								
法務リスクマネジメント								
地域営業地方創生								
市場運用								
ITデジタル								

社外取締役の割合

3名／9名

社外監査役の割合

3名／5名

女性取締役の割合

1名／9名

監査役



戸部 知子
取締役
(社外取締役)



上西 京一郎
取締役
(社外取締役)



稗田 一浩
常勤監査役



尾池 伸一
常勤監査役



小野 功
監査役
(社外監査役)



花田 力
監査役
(社外監査役)



岩原 淳一
監査役
(社外監査役)



:企業経営 組織運営

:金融

財務・会計

:法務

リスクマネジメント



地域営業 地方創生



市場運用 IT デジタル

〈ご参考〉社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。（1）上記1から4までに該当する者。（2）当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。

（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。

（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。

（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。

（注6）二親等内の親族。

以上

第119期 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、有価証券投資業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託代理店業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

② 金融経済環境

2024年度の金融経済情勢を顧みますと、わが国経済は、物価上昇の影響から個人消費などに弱めの動きがみられつつも、賃上げを伴う所得環境の改善や企業収益の持ち直しによる設備投資の増加などにより、緩やかな回復が続いております。

当行の営業基盤である千葉県経済においても、物価上昇の影響がみられるものの、県内景気は総じて緩やかに持ち直しました。

金融面においては、日本銀行による政策金利の引き上げなどにより、長期金利は一時1.50%を超え16年ぶりとなる水準まで上昇し、日米金利差などにより円相場は1ドル160円台と38年ぶりの安値となりました。日経平均株価は、景気回復を背景に一時史上最高値となる42,000円台を付けましたが、米国の通商政策による景気減速懸念などを受け、期末にかけては35,000円台まで下落するなど、先行きの経済環境の不確実性は高まりました。

③事業の経過及び成果

京葉銀行グループは2024年4月に企業理念を以下のとおり再定義し、地域やお客さまの課題解決に取り組むことで、地域と当行グループの持続的な成長を目指しております。

【企業理念】

企業理念は、「プラスαの価値を提供し、地域の豊かな未来をともに築く」とし、グループ全従業員の進むべき方向を合わせていくため、判断に迷う時の羅針盤として明確化しております。また、企業理念を実現するために大切にする価値観として、「お客さま第一」、「挑戦と成長」、「チームワーク」の3つを定め、ステークホルダーの皆さまとのエンゲージメント向上と企業価値の向上へ繋げてまいります。

京葉銀行グループ企業理念

プラス  の価値を提供し、地域の豊かな未来をともに築く

私たちが大切にする価値観

お客さま第一

すべての原点は
「お客さまのために」

挑戦と成長

たゆまぬ挑戦で
「成長を喜びに」

チームワーク

風通しの良い組織で
「多様性を力に」

企業理念を実現するため「私たちが大切にする価値観」を広く皆さんに知っていただきたいとの想いから、当行オリジナルキャラクター「ケイヨウインコ」を制作しました。テレビCMやSNSアカウントなど、さまざまなメディア・媒体を通じ、プロモーションを展開してまいります。



ケイヨウインコのケイヨウインコ

【長期ビジョン】

企業理念のもと、創立90周年に目指す姿である長期ビジョン「+α Vision90～未来創造への挑戦～」を掲げております。長期ビジョンでは、金利のある世界の到来、労働力の流動化といった、機会と脅威の変化も捉えつつ、新勘定系システムの稼働や人的資本投資の拡大など、これまで積み上げてきた「経営資源の次世代化」を加速させ、社会課題の解決を起点にプラスαの価値を提供する「お客さま満足度No.1のソーシャル・ソリューショングループ」の実現を目指してまいります。

【中期経営計画】

長期ビジョンのフェーズ1とした第20次中期経営計画においては、社会課題の解決力強化に向けた、成長エンジンの再構築を図る3年間と位置づけ、4つの基本戦略を推進しております。財務KPIについては、第20次中期経営計画が順調に推移していることに加え、これまで計画に織り込んでいなかった日本銀行の政策変更による影響などを踏まえ、2025年2月に上方修正いたしました。財務KPIとサステナビリティKPIを実現することで、社会価値と経済価値の両立による企業価値の最大化を目指してまいります。

社会課題 (少子高齢化・後継者不足) (人手不足・生産性の向上) (金融政策の転換) (資産形成ニーズの高まり) (物価の上昇) (働き方の多様化) (デジタル化) (脱炭素)



(計画計数)

		中計目標（2026年度）	長期目標（2032年度）
財務KPI	資本効率性	連結ROE*1 4%⇒5.5%	6%⇒8%以上
	収益性	連結当期純利益 120億円⇒160億円	200億円⇒300億円以上
	健全性	連結自己資本比率 10%台	10%台
サステナビリティKPI	地域経済・社会	ビジネスマッチング件数 4,000件	—
		経営計画策定サポート先数*2 1,200先	—
		事業承継ソリューション件数*3 500件	—
		地域共創ソリューション件数*4 400件	—
		預かり資産残高 6,500億円	—
		相続関連商品成約件数*5 2,000件	—
	ダイバーシティ & インクルージョン	従業員エンゲージメント*6 80%以上を維持	—
		女性管理職比率 12%	30%
	環境保全	ESG関連投融資実行額*7 うち環境分野向け —	2030年度目標 14,000億円 7,000億円
		CO ₂ 排出量削減率*8 —	2030年度目標 50%削減

*1 株主資本ベース

*2 経営改善計画を含む経営計画策定支援先数

*3 事業承継、M&Aの支援件数

*4 产学連携、企業誘致などのソリューション提供件数

*5 遺言信託、資産整理、家族信託などの成約件数

*6 従業員エンゲージメント調査にて「当行で働くことに満足」と評価した行員の比率

*7 環境分野向け、医療・介護分野向け投融資等、ESGに資する投融資における2021年度からの累積実行額

※目標を7,000億円から14,000億円に上方修正し、環境分野向けを新設

*8 2013年度比

(4つの基本戦略)

I. オンリーワンの課題解決型営業

地域の持続可能な発展に向けて、地域共創プロジェクトチームを新設しました。四街道市と高齢者支援に係る連携協定を締結し、地域包括ケアシステムの維持・発展に努めたほか、栄町と自然災害に係る支援協定を締結し、自然災害発生時に、自治体が必要な物資を円滑に調達できる枠組み「アルファバンク被災地応援プラットフォーム」の参加者を拡大するなど、自治体などとの外部連携を強化しました。

法人のお客さまに対しては、物価上昇や後継者不足などの課題について、事業の成長と承継を後押しすべく、経営計画策定や事業承継・M&A、ビジネスマッチングなどにおける専門人財を増強し、より付加価値の高い経営支援に取り組みました。その結果、東京商工リサーチの2024年「企業のメインバンク」調査において、取引先企業の増収増益率ランキング全国第1位となりました。

個人のお客さまに対しては、多様化するニーズにお応えすべく、首都圏の地方銀行では初となる50年住宅ローンの取り扱いを開始しました。また、人生100年時代や大相続時代などの課題について資産の形成と承継を後押しすべく、「ライフプランシミュレーション」^(注1)や「未来をともにシート」^(注2)を活用し、お一人おひとりのライフプランに合った、きめ細かいコンサルティングの提供に努めています。このほか、世代に応じた金融経済に関するセミナーの開催や資産形成をサポートするツールとして、投資信託ロボットアドバイザー「FUND Navi」(ファンドナビ)の取り扱いを開始しました。

(注1) ライフプランシミュレーション：現在の収入や年齢から将来の収支バランスを予測し、お客様のライフプランに沿ったコンサルティング提案を行うためのツール。

(注2) 未来をともにシート：資産状況やご家族への想いを「見える化」し、お客様の課題解決に向けたコンサルティング提案を行うためのツール。



II. 営業改革

店舗営業体制においては、より専門的・効率的な営業体制の構築を図るため、法人と個人の営業を分業化しました。併せて、営業店をより一層お客様の課題を解決する場へ転換するため、営業人員の増強に取り組みました。

デジタル化推進においては、マーケティング戦略へ予測AIツールの実装を進めるなど、デジタル技術の活用による生産性の向上に努めました。また、首都圏では初となるセブン銀行のATMで当行の口座開設申込ができるサービスを導入したほか、融資契約を電子署名で行う「αBANK電子契約サービス」の取り扱いを一部店舗で開始しました。このほか、当行のサービスやキャンペーンをはじめとする魅力ある情報を幅広く配信すべく、京葉銀行公式SNSアカウントを拡充するなど、お客様の利便性向上に取り組みました。



III. 人財改革

お客様のニーズが多様化する中、従業員一人ひとりの自主性を重んじながら、高い付加価値を提供できるプロフェッショナル人財を計画的に創出すべく、全従業員が希望コースを申告する新たな人事制度「キャリアコース制」を導入しました。

また、再定義した当行グループの企業理念の浸透を通じて、役職員のエンゲージメント向上を図るべく、全職員と役員による車座ミーティングの開催や若手職員を中心に構成された、経営に直接提言できる組織「プラスαプロジェクト推進チーム」の活動を展開しました。

このほか、女性活躍推進においては、次世代管理職を養成すべく、管理職を目指す女性行員を対象に、自律マインドの構築や必要なスキルの習得を目的とした研修を開催するなど、社内環境の整備に取り組みました。

IV. 経営基盤改革

貸出や有価証券運用等の資金運用においては、適切なリスクテイクにより収益性の向上を図ることに加え、財務の健全性を維持しつつ、政策保有株式の縮減による資本効率の向上や株主還元の拡充等により、当行グループの企業価値向上に取り組みました。

りそなホールディングスとの戦略的業務提携においては、事業承継ファンドにおける専門人財の育成に向けた交流やシンジケートローンの共同組成、商談会の共催など、相互に情報・ノウハウを活用し、提案力強化や人財の高度化に努めています。

サステナビリティ推進体制においては、持続可能な社会の実現に向けた取り組みとして、千葉県内の森林保全および温室効果ガスの削減へ貢献すべく「京葉銀行カーボンオフセット^(注3)私募債」の取り扱いを開始しました。このほか、「京葉銀行ポジティブ・インパクト・ファイナンス^(注4)」のフレームワークを制定

するなど、引き続きお客様のサステナビリティ経営の高度化に貢献すべく、ソリューションメニューの拡充を図ってまいります。

(注3) カーボンオフセット：日常生活や経済活動において避けることのできないCO₂等の温室ガスの排出について、努力しても削減できない温室効果ガスの全部または一部を、他の場所で削減・吸収されたCO₂で埋め合わせる（オフセットする）取り組み。

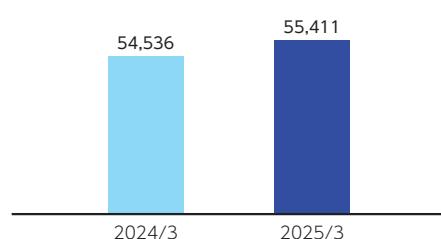
(注4) ポジティブ・インパクト・ファイナンス：お客様の事業活動が環境・社会・経済に与える影響（インパクト）を特定し、これを基にKPI（成果指標）を設定し、お客様の事業戦略に反映させ融資実行後も伴走支援を行う融資手法。

【当期の概要】

預 金

預金は、前期比874億円増加し5兆5,411億円となりました。このうち、個人預金は801億円増加し4兆3,950億円となり、預金全体に占める割合も79.3%となっております。

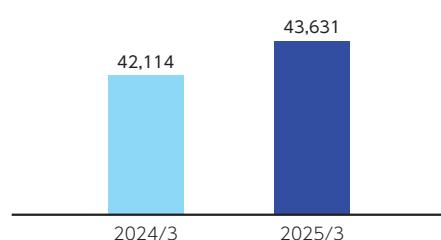
預金残高
【単位：億円】



貸出金

貸出金は、前期比1,516億円増加し4兆3,631億円となりました。このうち、個人及び中小企業に対する残高は、前期比800億円増加し3兆4,277億円となり、貸出金全体に占める割合は78.5%となっております。

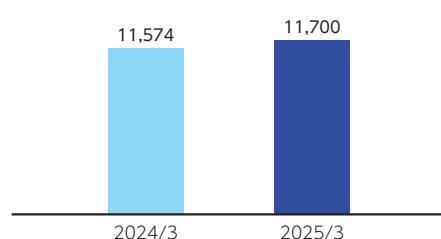
貸出金残高
【単位：億円】



有価証券

有価証券は、金利上昇を踏まえ、将来に向けた適切なポートフォリオを構築するため、保有する銘柄の入れ替えを進めたことにより、前期比126億円増加し1兆1,700億円となりました。

有価証券残高
【単位：億円】



経営成績

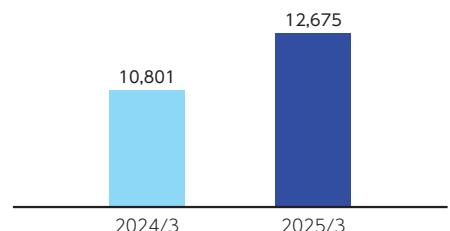
経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金等の資金運用収益や役務取引等収益に加え、株式等売却益の増加により、前期比101億28百万円増加し793億26百万円となりました。

経常費用は、預金利息等の資金調達費用や営業経費の増加により、前期比76億56百万円増加し615億円となりました。

この結果、経常利益は前期比24億72百万円増加し178億25百万円、当期純利益は18億73百万円増加し126億75百万円となりました。

当期純利益

【単位：百万円】



店舗

2025年3月末において店舗数は、122カ店となっております。店舗外ATMについては、2025年3月末において、125カ所となっております。

また、多様化する資産運用ニーズにワンストップでお応えする、「京葉銀行SBIマネープラザ」(SBIマネープラザ株式会社との共同店舗)の店舗数は、2025年3月末において、2カ店となっております。

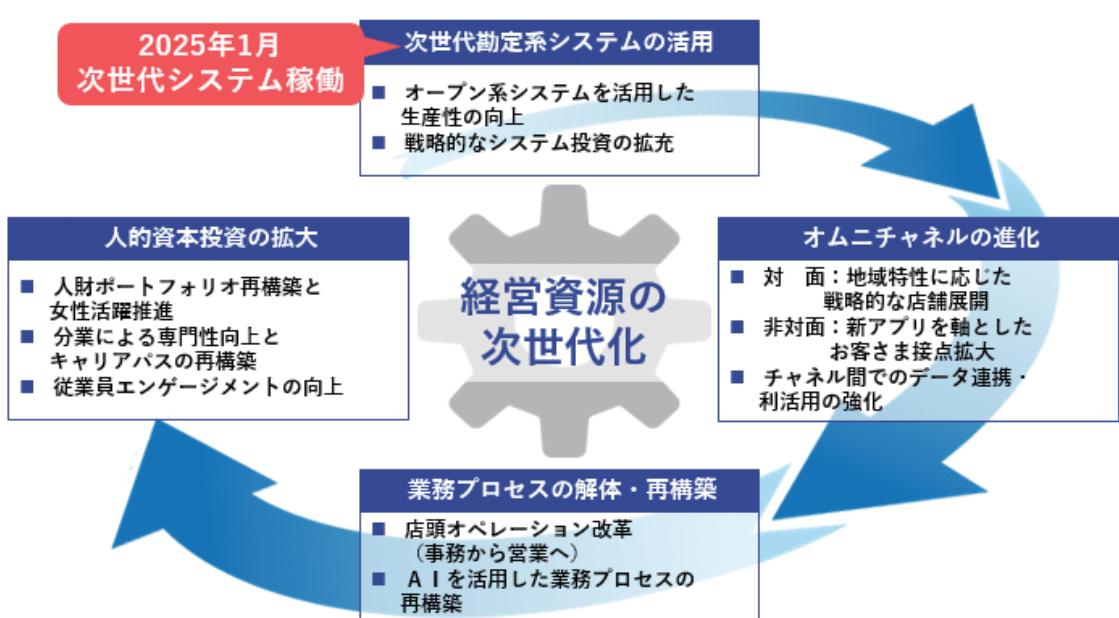
④当行が対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化といった構造的变化に加えて、サステナビリティへの意識の高まりやデジタル化の進展などにより、地域社会やお客さまの課題は、年々多様化・高度化しております。また、金利のある世界の到来や労働力不足などは、事業環境の転換点であると捉えております。

このような環境のもと、当行グループは、長期ビジョンで掲げた目指す姿である「お客さま満足度No.1のソーシャル・ソリューショングループ」の実現に向け、経営資源の次世代化により社会課題の解決力を強化しております。そして、その中核を担う新勘定系システムが2025年1月に稼働しました。この新システムの活用を起点に、土日営業拠点など地域特性に応じた店舗展開や新アプリを軸としてお客さま接点を拡大し、店頭オペレーション改革やAIを活用した業務プロセスの再構築など、事務から営業への転換を進めてまいります。さらには250名の営業人員増強による人財ポートフォリオの再構築など、生産性の向上を図り、利益の拡大に繋がる成長戦略を加速させてまいります。

社会課題の解決が企業の持続可能性や事業機会へと直結する時代において、社会価値と経済価値の両立を図り、当行グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

これからも皆さまからの信頼、ご期待にお応えできるよう、京葉銀行グループの役職員一同全力を尽くしてまいりますので、株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。



(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	5,145,984	5,302,924	5,453,668	5,541,123
定期性預金	1,745,493	1,715,798	1,668,576	1,690,951
その他の預金	3,400,490	3,587,125	3,785,091	3,850,172
貸出金	3,898,706	4,087,773	4,211,423	4,363,116
個人向け	1,740,215	1,767,192	1,772,696	1,804,781
中小企業向け	1,436,101	1,510,179	1,575,072	1,623,006
その他の貸出金	722,389	810,401	863,654	935,328
商品有価証券	3,406	3,129	3,034	2,643
有価証券	1,152,637	1,116,547	1,157,432	1,170,040
国債	549,919	518,512	499,769	540,629
その他の債券	602,717	598,035	657,662	629,410
総資産	6,897,520	6,567,877	6,532,697	6,549,276
内国為替取扱高	14,430,380	14,578,544	15,774,802	16,745,567
外国為替取扱高	百万ドル 222	百万ドル 267	百万ドル 247	百万ドル 265
経常利益	15,789	14,796	15,353	17,825
当期純利益	11,081	10,337	10,801	12,675
1株当たり当期純利益	86円02銭	81円39銭	86円49銭	103円39銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

				当年度末
使 用 人 数				1,858人
平 均 年 齢				39年11月
平 均 勤 続 年 数				17年4月
平 均 給 与 月 額				428千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

- 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
- 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

			当年度末
千	葉	県	店 119 うち出張所 (2)
東	京	都	3 (-)
合		計	122 (2)

(注) 1. 千葉県内119店には、インターネット支店（1カ店）、店舗内店舗方式で移転した布佐支店、佐倉山王出張所、西千葉支店、藤崎支店、大久保支店、五香出張所、誉田支店を、東京都内3店には、店舗内店舗方式で移転した品川支店を含んでおります。
2. 上記のほか、両替出張所及び店舗外ATMを以下のとおり設置しております。

					当年度末
両 替 出 張 所					2カ所
店 舗 外 A T M					125カ所

- 1. 当年度新設営業所
該当ございません。
2. 当年度廃止営業所
該当ございません。

(注) 当年度において、店舗外ATMを1カ所廃止いたしました。

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ございません。
ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	6,069
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ エ ア	3,799
店 舗 投 資 等	1,358
事 務 機 器 投 資 等	911

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社京葉銀 キャピタル＆ コンサルティング	千葉市中央区千葉港 5番45号	ファンド運営業務、M&A業務及び コンサルティング業務	百万円 50	% 100	—
株式会社京葉銀 カード	千葉市中央区本町 3丁目2番6号	クレジットカード業務、金銭の貸付 並びに信用保証業務他	50	5	—
株式会社京葉銀 保証サービス	千葉市中央区富士見 1丁目11番11号	住宅ローンを中心とする個人ローン の保証業務及び不動産の調査業務	30	5	—

(注) 連結される子会社及び子法人等は上記3社であり、持分法適用会社は該当ございません。

当期の連結経常収益は80,370百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12,756百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地方銀行協会加盟行と都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金・信連を含む）、労働金庫等との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
2. 第二地方銀行協会加盟行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
4. 当行、株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行、6信用金庫、農林中央金庫千葉支店、中央労働金庫、3信用組合及び千葉県内の農業協同組合との提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ビューカードとの提携により、コンビニエンスストア、ショッピングセンター、駅等に設置された現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社りそなホールディングスとの間で戦略的業務提携に関する協定を締結しております。

（7）事業譲渡等の状況

該当ございません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（2024年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
熊谷俊行	取締役頭取 (代表取締役) 監査部		
市川達史	取締役 専務執行役員 (代表取締役) リスク管理部 資産査定室 お客様相談室		
藤田剛	取締役 専務執行役員 (代表取締役) 人事部 秘書室		
藤崎一男	取締役 常務執行役員 資金証券部 総務部		
國井智之	取締役 常務執行役員 融資部		
山崎資郎	取締役 常務執行役員 営業統括部 法人営業部 個人営業部		
秋山勝貞	取締役 (社外取締役)		
内村廣志	取締役 (社外取締役)		
戸部知子	取締役 (社外取締役)		
上西京一郎	取締役 (社外取締役)	株式会社オリエンタルランド 特別顧問 株式会社みずほ銀行 社外取締役（監査等委員）	
稗田一浩	常勤監査役		
尾池伸一	常勤監査役		
小野功	監査役 (社外監査役)	株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役	
花田力	監査役 (社外監査役)	京成電鉄株式会社 相談役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役	
岩原淳一	監査役 (社外監査役)		

- （注）1. 当行は、社外取締役秋山勝貞氏、内村廣志氏、戸部知子氏、上西京一郎氏及び社外監査役小野功氏、花田力氏、岩原淳一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ています。
 2. 社外監査役岩原淳一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(2024年度末現在)

氏名	地位	担当
松木 誠一郎	常務執行役員	事務統括部 システム部
深山 孝夫	常務執行役員	経営企画部 東京事務所
笹川 証	常務執行役員	営業企画部 デジタルビジネス推進部
吉田 稔	執行役員	松戸支店長
須場 泰彦	執行役員	システム部長兼事務センター所長
牛川 秀明	執行役員	柏支店長
渡辺 聰子	執行役員	人事部長
喜多見 貴	執行役員	法人営業部長
田中 智	執行役員	本店営業部長
福田 昭浩	執行役員	船橋支店長
小林 大介	執行役員	お客様サービス品質向上担当部長
城戸 健一	執行役員	デジタルビジネス推進部長
赤尾 明博	執行役員	リスク管理部長
児玉 尚之	執行役員	営業統括部長兼営業統括グループリーダー

(2) 会社役員に対する報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2024年7月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬等諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬等諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

＜取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針＞

1. 役員報酬の基本的な考え方

- 当行の経営方針の実現に資する役員報酬とするべく、報酬基本方針を以下のとおり定める。
 - ・地域の実体経済の活性化を創造し、当行の利益ある成長と地域社会の発展を両立する。
 - ・健全なインセンティブを機能させ持続的かつ安定的な企業価値の向上に資する優秀な人材の確保・維持を図る。
 - ・客觀性及び透明性のある決定プロセスで、ステークホルダーへの説明責任を果たす。

2. 報酬等の決定に関するガバナンス

- 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬等諮問委員会を設置し、別に定める「指名報酬等諮問委員会規定」に基づき、下記事項について審議・協議を行ったうえで、取締役会が同委員会からの助言・報告を踏まえて決定する。

- ・取締役・監査役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
 - ・役員報酬に関する基本方針、取締役報酬規定等に関する事項
 - ・各取締役の報酬に関する事項

- 各監査役に対する報酬は、監査役の協議によって決定する。

3. 報酬水準

- 役員報酬の水準は、当行の経営環境及び同業他社の水準等を調査・分析したうえで、報酬基本方針に基づき決定する。

4. 報酬構成

(1) 社外取締役を除く取締役

- 社外取締役を除く取締役の報酬は、金銭報酬として「基本報酬」「賞与」及び非金銭報酬として「業績連動型株式報酬」で構成する。

- 「基本報酬」は、役職位ごとの職責や役割に応じて支給する月額固定報酬とする。支給は、在任中毎月定期的に支払う。

- 「賞与」は、各事業年度の業績等を勘案し、当該年度末に在籍した取締役に対して原則として年1回支給する。賞与は、株主重視の経営意識を高めるため各事業年度の経営活動を反映する当期純利益の対前年度増減率を指標に採用し、指名報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会にて支給額を決定する。

- 「業績連動型株式報酬」は、経営戦略と報酬戦略を紐づけすることで、報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的に、「株式交付規定」に基づき年1回ポイントを付与し、退任後に株式を交付する。業績連動指標は、本業の収益力、資本効率性、健全性及び株価指数を採用し、中期経営計画の目標に対する達成度合で株式交付ポイントが変動する。

なお、取締役の職務に関し重大な違反があった者等については、付与済みの株式交付ポイントの没収若しくは交付済の株式等相当額の返還を請求できるものとする。

- 報酬構成割合は、基本報酬：賞与：業績連動型株式報酬の支給割合を概ね60：20：20とし、個々人の報酬総額の決定は上記3項目の各々の報酬額の合計となる。

(2) 社外取締役及び監査役

- 社外取締役及び監査役の報酬は、それぞれの役割や独立性の確保のため、すべて固定報酬とする。支給は、在任中に毎月定期的に支払う。

<取締役等の報酬体系>

基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬
金銭報酬		非金銭報酬 ※
業績非連動	短期業績連動	中長期業績連動

※ 非金銭報酬には、当行株式の換価処分相当額の金銭を含みます。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人數	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	
			基本報酬	賞与	非金銭報酬
取締役	13名	264	159	63	40
監査役	5名	53	53	—	—
計	18名	317	213	63	40

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 2024年6月26日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
3. 賞与の金額は、当事業年度の役員賞与引当金繰入額を記載しております。また、賞与の金額決定に係る指標である当期純利益（単体）の当事業年度の実績は126億75百万円です。
4. 非金銭報酬は、業績連動型株式報酬に基づく費用計上額を記載しております。なお、業績連動型株式報酬に係る業績連動指標の当事業年度の実績は、コア業務純益（単体）169億74百万円、連結ROE（株主資本ベース）4.52%、連結自己資本比率10.78%、当行株価897円です。
5. 2011年6月29日開催の第105期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額480百万円以内、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は15名、監査役の員数は5名です。
6. 上記の報酬限度額とは別に、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止し、社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額について、連続する3事業年度からなる対象期間ごとに440百万円として決議いただいております。また、付与される株式数の上限として、1事業年度ごとに353,000株としております。当該株主総会終結時の員数は、社外取締役を除く取締役6名、執行役員10名です。
7. 取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役その他第三者への委任は行っておりません。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
秋山勝貞 (社外取締役)	
内村廣志 (社外取締役)	
戸部知子 (社外取締役)	
上西京一郎 (社外取締役)	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
小野功 (社外監査役)	
花田力 (社外監査役)	
岩原淳一 (社外監査役)	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	契約の内容の概要
当行取締役、監査役及び執行役員	当行は、保険会社との間で、当行の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。契約は1年毎に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
秋山 勝 貞 (社外取締役)	—
内村 廣志 (社外取締役)	—
戸部 知子 (社外取締役)	—
上西 京一郎 (社外取締役)	株式会社オリエンタルランド 特別顧問 株式会社みずほ銀行 社外取締役(監査等委員)
小野 功 (社外監査役)	株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役
花田 力 (社外監査役)	京成電鉄株式会社 相談役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役
岩原淳一 (社外監査役)	—

- (注) 1. 社外取締役上西京一郎氏が兼職しております株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。
 2. 社外監査役小野 功氏が兼職しております株式会社日立ソリューションズの親会社である株式会社日立製作所との間において、貸出金等の取引があります。
 3. 社外監査役花田 力氏が兼職しております京成電鉄株式会社及び株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
秋山 勝貞 (社外取締役)	9年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。 (出席率100%)	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略やコーポレートガバナンスの強化等について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名・報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
内村 廣志 (社外取締役)	8年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。 (出席率100%)	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略やコーポレートガバナンスの強化等について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名・報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。
戸部 知子 (社外取締役)	4年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち、12回に出席しております。 (出席率92.30%)	地方自治における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略や地域振興分野への取り組み等について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名・報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。
上西 京一郎 (社外取締役)	2年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。 (出席率100%)	企業経営者として長年培ってきた豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略やお客様本位の業務運営について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名・報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。
小野 功 (社外監査役)	10年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。 (出席率100%) また、監査役会14回のうち、14回に出席しております。 (出席率100%)	豊富な金融関係のIT専門知識及び監査役としての経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
花田 力 (社外監査役)	6年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。 (出席率100%) また、監査役会14回のうち、14回に出席しております。 (出席率100%)	企業経営における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
岩原 淳一 (社外監査役)	4年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。 (出席率100%) また、監査役会14回のうち、14回に出席しております。 (出席率100%)	財務及び会計に関する幅広い専門知識と豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 小野 功氏は、上記のほか2006年6月から2010年6月まで4年間、社外監査役として在任しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	31	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 **395,014千株**

発行済株式の総数 **131,427千株**

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 **19,023名**

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,448 千株	9.35 %
株式会社千葉銀行	5,606	4.58
京葉銀行職員持株会	4,182	3.41
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,966	3.24
住友生命保険相互会社	3,561	2.90
千葉県民共済生活協同組合	3,100	2.53
明治安田生命保険相互会社	2,969	2.42
損害保険ジャパン株式会社	2,702	2.20
住友不動産株式会社	2,509	2.05
三井住友海上火災保険株式会社	2,405	1.96

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（9,041千株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

なお自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式（1,224千株）は含まれておりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対し交付した株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外取締役を除く）	3名	321,039株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 当事業年度中に当行役員に対して当行が交付した当行の株式の状況を記載しております。
2. 株式の数には、交付時に換価処分し換価処分金の相当額を給付した64,439株を含んでおります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当ございません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公認会計士 大 村 真 敏	(監査証明業務) 72 (非監査業務) —	(報酬等について監査役会が同意した理由) 注2
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公認会計士 山 中 尚 平		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記当該事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
 4. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は72百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

〈会計監査人の解任又は不再任の決定の方針〉

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また上記のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等を勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

第119期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	917,626	預金	5,541,123
現金	39,933	当座預金	66,586
預け金	877,693	普通預金	3,611,432
コールローン	889	貯蓄預金	140,836
商品有価証券	2,643	通知預金	760
商品国債	12	定期預金	1,690,951
商品地方債	2,631	その他の預金	30,556
金銭の信託	3,020	債券貸借取引受入担保金	412,782
有価証券	1,170,040	借用金	273,200
国債	540,629	借入金	273,200
地方債	181,831	外国為替	360
社債	83,086	売渡外国為替	68
株式	108,768	未払外国為替	292
その他の証券	255,724	その他負債	11,585
貸出金	4,363,116	未決済為替借	32
割引手形	2,909	未払法人税等	2,093
手形貸付	21,663	未払費用	2,824
証書貸付	4,151,303	前受収益	840
当座貸越	187,240	金融派生商品	218
外国為替	2,296	その他の負債	5,577
外国他店預け	2,296	賞与引当金	1,499
その他資産	10,237	役員賞与引当金	63
前払費用	123	退職給付引当金	975
未収収益	4,993	株式給付引当金	354
金融派生商品	66	睡眠預金払戻損失引当金	41
その他の資産	5,053	偶発損失引当金	1,116
有形固定資産	55,873	再評価に係る繰延税金負債	4,705
建物	20,229	支払承諾	3,605
土地	30,735	負債の部合計	6,251,414
建設仮勘定	131	純資産の部	
その他の有形固定資産	4,776	資本金	49,759
無形固定資産	20,650	資本剰余金	39,704
ソフトウェア	19,917	資本準備金	39,704
ソフトウェア仮勘定	567	利益剰余金	203,754
その他の無形固定資産	166	利益準備金	10,055
前払年金費用	5,239	その他利益剰余金	193,699
繰延税金資産	7,493	別途積立金	176,720
支払承諾見返	3,605	繰越利益剰余金	16,979
貸倒引当金	△13,458	自己株式	△7,889
資産の部合計	6,549,276	株主資本合計	285,330
		その他有価証券評価差額金	5,624
		土地再評価差額金	6,907
		評価・換算差額等合計	12,531
		純資産の部合計	297,861
		負債及び純資産の部合計	6,549,276

第119期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	79,326
資金運用収益	54,060
貸出金利息	39,338
有価証券利息配当金	12,442
コールローン利息	50
預け金利息	2,223
その他の受入利息	5
役務取引等収益	13,241
受入為替手数料	2,012
その他の役務収益	11,228
その他業務収益	1,097
国債等債券売却益	1,097
その他経常収益	10,926
償却債権取立益	0
株式等売却益	10,534
その他の経常収益	392
経常費用	61,500
資金調達費用	4,757
預金利息	3,627
コールマネー利息	0
債券貸借取引支払利息	1,110
借用金利息	18
役務取引等費用	4,940
支払為替手数料	277
その他の役務費用	4,663
その他業務費用	8,898
外国為替売買損	718
商品有価証券売買損	72
国債等債券売却損	7,994
国債等債券償還損	66
金融派生商品費用	45
営業経費	38,785
その他経常費用	4,118
貸倒引当金繰入額	360
貸出金償却	44
株式等売却損	1,469
金銭の信託運用損	0
その他の経常費用	2,243
経常利益	17,825
特別利益	12
固定資産処分益	12
特別損失	304
固定資産処分損	93
減損損失	211
税引前当期純利益	17,533
法人税、住民税及び事業税	3,714
法人税等調整額	1,143
法人税等合計	4,858
当期純利益	12,675

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額		
資産の部					
現金預け金	917,713	預金	5,536,458		
コールローン及び買入手形	889	債券貸借取引受入担保金	412,782		
商品有価証券	2,643	借用金	273,200		
金銭の信託	3,020	外国為替	360		
有価証券	1,173,533	その他負債	15,579		
貸出金	4,363,203	賞与引当金	1,500		
外国為替	2,296	役員賞与引当金	68		
その他資産	14,736	退職給付に係る負債	9		
有形固定資産	55,896	役員退職慰労引当金	5		
建物	20,230	株式給付引当金	354		
土地	30,735	睡眠預金払戻損失引当金	41		
建設仮勘定	131	偶発損失引当金	1,116		
その他の有形固定資産	4,798	繰延税金負債	1,198		
無形固定資産	20,653	再評価に係る繰延税金負債	4,705		
ソフトウェア	19,917	支払承諾	3,605		
ソフトウェア仮勘定	567	負債の部合計	6,250,986		
その他の無形固定資産	168	純資産の部			
退職給付に係る資産	11,988	資本金	49,759		
繰延税金資産	5,113	資本剰余金	39,704		
支払承諾見返	3,605	利益剰余金	204,450		
貸倒引当金	△13,584	自己株式	△7,889		
資産の部合計	6,561,710	株主資本合計	286,026		
		その他有価証券評価差額金	5,801		
		土地再評価差額金	6,907		
		退職給付に係る調整累計額	5,246		
		その他の包括利益累計額合計	17,955		
		非支配株主持分	6,742		
		純資産の部合計	310,724		
		負債及び純資産の部合計	6,561,710		

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	80,370
資金運用収益	54,106
貸出金利息	39,362
有価証券利息配当金	12,464
コールローン利息及び買入手形利息	50
預け金利息	2,223
その他の受入利息	5
役務取引等収益	14,060
その他業務収益	1,290
その他経常収益	10,913
償却債権取立益	1
その他の経常収益	10,911
経常費用	62,156
資金調達費用	4,755
預金利息	3,626
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
債券貸借取引支払利息	1,110
借用金利息	18
役務取引等費用	5,052
その他業務費用	8,898
営業経費	39,305
その他経常費用	4,144
貸倒引当金繰入額	373
その他の経常費用	3,770
経常利益	18,214
特別利益	12
固定資産処分益	12
特別損失	304
固定資産処分損	93
減損損失	211
税金等調整前当期純利益	17,922
法人税、住民税及び事業税	3,844
法人税等調整額	1,145
法人税等合計	4,990
当期純利益	12,932
非支配株主に帰属する当期純利益	175
親会社株主に帰属する当期純利益	12,756

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 京葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 **大村真敏**
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 **中山尚平**
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 京葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 **大村真敏**
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 **中山尚平**
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社 京葉銀行 監査役会

常勤監査役	稗田一浩	印
常勤監査役	尾池伸一	印
監査役(社外監査役)	小野功	印
監査役(社外監査役)	花田力	印
監査役(社外監査役)	岩原淳一	印

以上

定時株主総会会場 ご案内図

会場

**当行千葉みなと本部2階
αガーデンホール**
千葉市中央区千葉港5番45号

交通

JR 京葉線千葉みなと駅から
徒歩約4分
千葉都市モノレール市役所前駅から
徒歩約4分

JR千葉駅より千葉都市モノレール
にお乗換えの場合は、中央改札を
ご利用ください。駐車場の用意は
いたしておりませんので、お車で
の来場はご遠慮くださいますよう
お願い申し上げます。

会場建物内は全面禁煙とさせてい
ただきますので、ご理解、ご協力の
ほど重ねてお願い申し上げます。

